

5 戸原小学校「いじめ」対応マニュアル

【いじめを認識したらどうする?】

児童からの訴え　日々の観察　家庭・地域からの報告

↓ ↓ ↓

いじめに発展する可能性のある事案・いじめの把握



生徒指導担当に報告



校長・教頭に報告



【いじめ問題対策委員会の招集】

(校長・教頭・生活指導担・養護教諭・該当の担任ほか)

・事実確認の方法　・対応方針の決定　・関係機関との連携

全教職員で情報の共有

・事案の報告　・対応方針の共通理解



当該児童への事実確認(生指担+担任)

～必ず複数で被害者の視点を忘れない～

- ①被害児童への面接
- ②加害児童への面接(一人ずつ)
- *個別に行う *記録を残す
- *児童の力関係等に配慮する
- *威圧的態度での指導はしない

関係機関との連携

*宍粟市教育委員会

- ・事実把握
- ・対応への助言
- ・指導の経過
- ・適宜現状報告

*軽微なものも教委報告

*宍粟警察生活安全課

62-0110

*市役所社会福祉課

63-3067

家庭訪問(被害児童)

複数名で対応のこと

- ・把握した事実関係の報告
- ・対応方針の説明



【いじめ問題対策委員会で協議】

・被害、加害児童及び周りからの聞き取りした事実を確認
(いじめの全体像の把握)

- ・被害児童・加害児童及び両保護者への対応協議
- ・学校全体指導の内容協議



全教職員で情報の共有

- ・事案の経過について
- ・今後の対応策について共通理解
- ・今後の見守り体制についての確認

家庭訪問(被害)

- ・経過報告
- (現在の児童の様子を具体的に)
- ・加害児童への指導内容説明

家庭訪問(加害)

- ・事実の報告
- ・指導内容の説明
- ・今後について連携して支援することを要請

解説に向けた対応・情報共有のサイクル



経過観察：被害児童へのサポート継続、家庭訪問による経過・児童の様子報告

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

(2) 重大事態の取り扱いについて

○重大事態の取扱いについて、以下の事項を徹底する

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。